

一、最新中国法令

- [关于将符合规定的被执行人纳入失信被执行人名单并予以信用惩戒的公告](#)

【发布单位】最高人民法院

【发布日期】2013-08-21

【内容提要】根据该公告，最高人民法院依照《[关于公布失信被执行人名单信息的若干规定](#)》（法释〔2013〕17号）中相关程序性规定，对2013年10月01日前已经进入执行程序尚未执行完毕的案件被执行人，统一作出风险提示：**尚未履行生效法律文书确定义务的被执行人应当积极履行所负义务，逾期仍未履行的，自2013年10月01日起，各地法院对符合“法释〔2013〕17号”文第一条所列情形之一的被执行人，将依法纳入失信被执行人名单并予以信用惩戒。**

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://rmfyt.chinacourt.org/paper/html/2013-08/21/content_69415.htm?div=-1

- [关于发布《适用增值税零税率应税服务退（免）税管理办法（暂行）》的公告](#)

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国家税务总局公告2013年第47号

【发布日期】2013-08-07

【实施日期】2013-08-01

【内容提要】根据该公告：

明确了适用增值税零税率应税服务的范围，其中包括：

- 国际运输服务、港澳台运输服务。
 - 港澳台运输服务包括：提供的往返内地与香港、澳门、台湾的交通运输服务；在香港、澳门、台湾提供的交通运输服务。
 - 采用期租、承租和湿租方式租赁交通运输工具从事国际运输服务和港澳台运输服务的，出租方不适用增值税零税率，由承租方申请适用增值税零税率。
- 向境外单位提供研发服务、设计服务。向境外单位提供的设计服务，不包括对境内不动产提供的设计服务。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/jrzq/2013-08/25/content_2473327.htm

一、最新中国法令

- [规定に合致する被申立人を信用喪失被申立人名簿に加え信用懲戒に処す旨の公告](#)

【発布機関】最高人民法院

【発布日】2013-08-21

【概要】本公告によると、最高人民法院は「[信用喪失被申立人名簿情報の公布に関する若干規定](#)」（法釈〔2013〕17号）における関連手順規定に照らし、2013年10月1日以前に執行手順に入っているが未だ執行が完了していない事件の被申立人について、次の通り統一的にリスク提示を行う。**発効済みの法律文書で確定した義務を未だ履行していない被申立人は、自らの義務を積極的に履行しなければならず、期限を過ぎてもなお履行しない場合、2013年10月1日以降、各地の裁判所は「法釈〔2013〕17号」文第一条に定める状況のいずれかに合致する被申立人に対し、法に従って信用喪失被申立人名簿に加え、信用懲戒に処す。**

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://rmfyt.chinacourt.org/paper/html/2013-08/21/content_69415.htm?div=-1

- [「増値税ゼロ税率を適用する課税サービスの税還付（免除）管理弁法（暫定）」の公布に関する公告](#)

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国家税務総局公告2013年第47号

【発布日】2013-08-07

【実施日】2013-08-01

【概要】本公告によると、以下の通りである。

増値税ゼロ税率を適用する課税サービスの範囲を明確にした。それには以下のものが含まれる。

- 国際輸送サービス、香港・マカオ・台湾の輸送サービス。
 - 香港・マカオ・台湾の輸送サービスには、中国大陸部と香港、マカオ、台湾の往復で提供される交通輸送サービスと香港・マカオ・台湾において提供される交通輸送サービスが含まれる。
 - タイムチャーター、リースおよびウェットリースの方式で交通輸送手段を賃貸し、国際輸送サービスおよび香港・マカオ・台湾の輸送サービスに従事する場合、貸出人には増値税ゼロ税率を適用せず、借受人が増値税ゼロ税率の適用を申請する。
- 国外の事業者に提供する研究開発サービス、設計サービス。国外の事業者に提供する設計サービスには、国内不動産に提供する設計サービスを含まない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/jrzq/2013-08/25/content_2473327.htm

- [关于《中华人民共和国禁止进出口货物目录》和《中华人民共和国限制进出口货物目录》有关问题的解释的公告](#)

【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署公告 2013 年第 46 号
【发布日期】2013-08-16
【实施日期】2013-08-16
【内容提要】根据该公告：
▪ 微生物、生物制品、血液及其制品、人类遗传资源、管制刀具、卫星电视接收设备属于《中华人民共和国限制进出口货物目录》所列“海关限制进境的其它物品”。

- 微生物、生物制品、血液及其制品、人类遗传资源、管制刀具属于《中华人民共和国限制进出口货物目录》所列“海关限制出境的其它物品”。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info442727.htm>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

- [国务院批准设立中国（上海）自由贸易试验区](#)

日前，国务院正式批准设立中国（上海）自由贸易试验区。试验区范围涵盖上海市外高桥保税区、外高桥保税物流园区、洋山保税港区 and 上海浦东机场综合保税区等四个海关特殊监管区域，总面积为 28.78 平方公里。

建设中国（上海）自由贸易试验区的目的是，进一步深化改革，加快政府职能转变，积极探索政府经贸和投资管理模式创新，扩大服务业开放，使之成为推进改革和提高开放型经济水平的“试验田”。在政府职能转变方面，中国（上海）自由贸易试验区将重点探索施行外商投资负面清单管理，即，明确告知哪些领域和行业是限制或禁止外商活动的，只要未列入清单的，外商就可以进行投资。

《中国（上海）自由贸易试验区总体方案》将

- [「中华人民共和国出入国禁止物品表」および「中华人民共和国出入国制限物品表」の関連事項の解釈に関する公告](#)

【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署公告 2013 年第 46 号
【発布日】2013-08-16
【実施日】2013-08-16
【概要】本公告によると、以下の通りである。

- 微生物、生物製品、血液およびその製品、人類遺伝資源、規制対象刃物、衛星テレビ受信設備は、「中華人民共和国出入国制限物品表」に含まれる「税関が入国を制限するその他の物品」に該当する。
- 微生物、生物製品、血液およびその製品、人類遺伝資源、規制対象刃物は、「中華人民共和国出入国制限物品表」に含まれる「税関が出国を制限するその他の物品」に該当する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info442727.htm>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

- [国務院は中国（上海）自由貿易試験区の設立を許可した](#)

先頃、国務院は中国（上海）自由貿易試験区の設立を正式に許可した。試験区の範囲には、上海市外高桥保税区、外高桥保税物流园区、洋山保税港区および上海浦东空港総合保税区などの四つの税関特殊監督管理区域が含まれ、総面積は 28.78 平方キロメートルである。

中国（上海）自由貿易試験区建設の目的は、改革を一層深化し、政府の職能転換を加速し、政府の経済貿易および投資の管理モデルの革新を積極的に模索し、サービス業の開放を拡大することで、これを改革推進と開放型経済水準引き上げの「実験場」とすることである。政府の職能転換という点では、中国（上海）自由貿易試験区は外商投資のネガティブリスト管理を重点的に模索施行する。つまり、外資参入を制限、禁止する分野と業種を明確に告知し、リストに含まれてさえないければ、外資による投資が可能となる。

「中国（上海）自由貿易試験区全体方案」は関連法

在完成相关法律程序后公布。

(摘自商务部网站; 2013年08月22日发布)

● 《广东省外商投资企业投诉处理办法(送审稿)》公开征求意见

日前, 广东省人民政府为能够及时、有效地处理外商投资企业投诉, 保障外商投资企业或其投资者的合法权益, 制定了《广东省外商投资企业投诉处理办法(送审稿)》, 并向社会公开征求意见(截止日期: 2013年09月14日)。

根据该送审稿:

- 外商投资企业投诉的主体, 包括在广东省经依法批准设立的中外合资经营企业、中外合作经营企业和外商独资企业(以下简称“外商投资企业”)及其中外投资者。
- 外商投资企业投诉的内容, 包括在设立、生产、经营或终止外商投资企业过程中, 认为政府部门、单位及其工作人员损害其权益。
- 外商投资企业投诉的投诉方式, 包括面谈、信函、传真、电子邮件等方式。
- 外商投资企业投诉实行一事一诉原则, 投诉对象涉及同一部门、单位的, 可以一并投诉。

(摘自广东省人民政府网站; 2013年08月15日发布)

● 原CIETAC北京、上海、深圳三家商事仲裁机构受理权限之争的最新动向

此前, 律师在往期《里兆法律资讯》中介绍了, 中国国际经济贸易仲裁委员会(以下简称“中国贸仲委”)与原中国国际经济贸易仲裁委员会上海分会(现名上海国际经济贸易仲裁委员会, 又名上海国际仲裁中心, 以下简称“上海贸仲委”)、原中国国际经济贸易仲裁委员会华南分会(现名华南国际经济贸易仲裁委员会, 又名深圳国际仲裁院, 以下简称“华南贸仲委”)就仲裁规则的适用及各自受理仲裁案件的权限等问题产生了争议。

争议期间, 虽然在个别地区已发生过申请人向法院申请撤销或不予执行仲裁裁决的案件, 但基本上被法院驳回。近期, 发生了两例比较典型的案例, 中级人民法院均作出不予执行上海贸仲委仲裁裁决的裁定, 从而再一次引发争议。律师简要介绍如下:

的手順を完了した後に公布される。

(2013年08月22日付の商務部ウェブサイトより抜粋)

● 「广东省外商投资企业クレーム処理弁法(送审稿)」がパブリックコメントを募集する

先頃、広東省人民政府は、外商投資企業からのクレームを適時、有効に処理することで、外商投資企業またはその投資者の適法權益を保障できるよう、「広東省外商投資企業クレーム処理弁法(送审稿)」を制定し、パブリックコメントを募集している(締め切りは2013年9月14日である)。

本送审稿によると、以下の通りである。

- 外商投資企業が行うクレームの主体には、広東省において法に則り設立を許可された中外合弁経営企業、中外合作経営企業および外商独资企業(以下、「外商投資企業」という)およびその中外投資者が含まれる。
- 外商投資企業が行うクレームの内容には、外商投資企業の設立、生産、経営または終了過程において、その權益を政府部門、機関およびその職員が損なつたと判断したものが含まれる。
- 外商投資企業が行うクレームのクレーム方式には、面談、手紙、ファックス、電子メールなどの方式が含まれる。
- 外商投資企業が行うクレームには、一案件につき一クレームの原則を実施し、クレーム対象が同一部門、機関にかかわる場合、併せてクレームを出すことができる。

(2013年08月15日付の広東省人民政府ウェブサイトより抜粋)

● 旧CIETAC北京、上海、深セン三つの商事仲裁機構の受理権限に関する紛争の最新動向

これまでに、筆者は複数の「里兆ニュースレター」で紹介してきたが、中国国際經濟貿易仲裁委員會(以下、「中国貿仲委」という)と旧中国国際經濟貿易仲裁委員會上海分会(現在の上海国際經濟貿易仲裁委員會、またの名を上海国際仲裁センター。以下、「上海貿仲委」という)、旧中国国際經濟貿易仲裁委員會华南分会(現在の華南国際經濟貿易仲裁委員會、またの名を深セン国際仲裁院。以下、「華南貿仲委」という)は仲裁規則の適用および各自の仲裁案件の受理権限などの問題に関する紛争を生じていた。

紛争期間において、個々の地区では申立人が裁判所に仲裁判断の取り消しまたは執行の不許可を申し立てた事件が発生しているが、基本的に裁判所に棄却されていた。ところが、最近になって発生した二つの典型的な事例では、いずれも中级人民法院が上海貿仲委の仲裁判断の執行を認めない裁定を下しており、再び紛争を生じている。これについて、筆者は以下の通り紹介する。

案例一：苏州中院不予执行上海贸仲委的仲裁裁决

2013年05月07日，江苏省苏州市中级人民法院（以下简称“苏州中院”）作出了“（2013）苏中商仲审字第0004号”《民事裁定书》，支持了申请人苏州阿特斯阳光电力科技有限公司以上海贸仲委无管辖权而提出的不予执行仲裁裁决的申请。

苏州中院在《民事裁定书》中认定：“仲裁机构管辖案件的权限源于当事人的合意选择”，因上海贸仲委办理变更登记后，不再与中国贸仲委为同一整体，因而上海贸仲委不再是双方当事人原先合意的仲裁机构，在当事人未重新选择的情况下，上海贸仲委对案件无管辖权，因此裁定不予执行上述《仲裁裁决书》。

目前，对方当事人江西赛维 LDK 太阳能高科技有限公司已向江苏省高级人民法院（以下简称“江苏高院”）提请启动监督程序，且江苏高院业已受理。目前，法院监督程序的结果尚未公布，但是，我们注意到，江苏高院近期内部已下达通知¹，表达了要谨慎处理此类争议的意思。

案例二：宁波中院不予执行上海贸仲委的仲裁裁决

2013年05月22日，浙江省宁波市中级人民法院（以下简称“宁波中院”）作出了（2013）浙甬执裁字第1号《执行裁定书》，支持了申请人东方日升新能源股份有限公司以上海贸仲委无管辖权而提出的不予执行仲裁裁决的申请。

该《执行裁定书》作出后，对方当事人江西赛维 LDK 太阳能高科技有限公司²向浙江省高级人民法院（以下简称“浙江高院”）提请启动监督程序。经审查，浙江高院已于2013年07月17日作出指令，要求宁波中院纠正《执行裁定书》中的如下错误：

1. 该《执行裁定书》适用了《中华人民共和国民事诉讼法》第237条第二款第（二）项的规定，但该条款不能适用上海贸仲委无管辖权的情形，适用法律不当；
2. 本案当事人在仲裁协议中明确选择上海贸仲委，裁决也是以上海贸仲委的名义作出，执行程序中只能针对仲裁条款约定作表面判断；

事例一：蘇州中院が上海貿仲委の仲裁判断の執行を認めなかった

2013年5月7日、江蘇省蘇州市中級人民法院（以下、「蘇州中院」という）は（2013）蘇中商仲審字第0004号「民事裁定書」を下し、申立人である蘇州阿特斯陽光電力科技有限公司の提起した上海貿仲委が管轄権を持たないことを理由とした仲裁判断執行の不許可の申し立てを支持した。

蘇州中院的「民事裁定書」における認定は、「仲裁機関の事件管轄の権限は当事者の合意に基づく」のであり、上海貿仲委が変更登記を行った後は、中国貿仲委と同一ではなく、上海貿仲委は当事者双方が以前合意した仲裁機関ではないため、当事者が改めて選択していない状況においては、上海貿仲委に事件に関する管轄権はなく、このため上記「仲裁裁決書」の執行を認めないとの裁定であった。

現在、相手方当事者である江西賽維 LDK 太陽能高科技有限公司は既に江蘇省高級人民法院（以下、「江蘇高院」という）に対し監督手順の発動を申し立てており、江蘇高院も受理している。現時点で、裁判所の監督手順の結果は発表されていないが、筆者の見るところ、江蘇高院は最近になって内部に向け通知¹を出しており、この種の紛争は慎重に処理する必要があるとの考えを示している。

事例二：寧波中院が上海貿仲委の仲裁判断の執行を認めなかった

2013年5月22日、浙江省寧波市中級人民法院（以下、「寧波中院」という）は（2013）浙甬執裁字第1号「執行裁定書」を下し、申立人である東方日昇新能源股份有限公司の提起した上海貿仲委が管轄権を持たないことを理由とした仲裁判断執行の不許可の申し立てを支持した。

当該「執行裁定書」が下された後、相手方当事者である江西賽維 LDK 太陽能高科技有限公司²は浙江省高級人民法院（以下、「浙江高院」という）に対し監督手順の発動を申し立てた。審査を経て、浙江高院は2013年7月17日に指令を出し、寧波中院に対し「執行裁定書」における以下の誤りを是正するように求めた。

1. 当該「執行裁定書」は「中華人民共和國民事訴訟法」第237条第二項第（二）号の規定を適用しているが、当該条項は上海貿仲委が管轄権を持たないとの状況に適用できず、法律の適用が妥当ではない。
2. 本件当事者は仲裁協議において上海貿仲委を明確に選択しており、仲裁判断も上海貿仲委の名義で下しているため、執行手順においては仲裁条項の取り決めに対する表面的な判断しか行えないも

¹ 江苏高院于2013年07月04日向江苏省法院系统内部发出书面通知。通知要求，今后再发生此类争议的，各中级人民法院应当先由审判委员会讨论提出意见，逐级上报，听取江苏高院意见后再作裁定。

² 江蘇高院は2013年7月4日に江蘇省裁判所システム内部に向け書面通知を出した。通知では、今後この種の紛争が生じた場合、各中级人民法院は初めに審判委員会が検討し意見を提出して、逐级で上級部門へ報告し、江蘇高院の意見を聞いた上で裁定を下すことを求めた。

³ 该公司亦是苏州中院案例中的当事人。

⁴ 当該会社は蘇州中院事例の当事者でもある。

3. 東方日升新能源股份有限公司向仲裁庭提出管轄權異議被駁回後，參加了此後的仲裁過程，以實際行動接受了上海貿仲委的仲裁管轄，其在執行程序中再以此為由申請不予執行，不應當予以支持。

据此，宁波中院于 2013 年 07 月 22 日受理，并于 2013 年 07 月 25 日作出了“(2013)浙甬执监字第 1 号”《执行裁定书》，裁定撤销其于 2013 年 05 月 22 日作出的“(2013)浙甬执裁字第 1 号”《执行裁定书》，继续执行上海贸仲委作出的仲裁裁决。

律师视角

就目前而言，在全国层面的有关司法解释出台之前，企业如何选择仲裁机构、发生争议后如何确定仲裁机构权限等问题，是摆在企业面前的重要课题。

从律师角度来看，以选择上海贸仲委为例，在《[中华人民共和国仲裁法](#)》、《[最高人民法院关于适用〈中华人民共和国仲裁法〉若干问题的解释](#)》等法律框架下，以及中国贸仲委 2005 年版仲裁规则和上海贸仲委 2012 年版³仲裁规则的基础上，建议企业考虑采取如下措施：

- 1) 还未缔结仲裁条款的，今后在缔结仲裁条款时，建议不要使用仲裁机构原名称（“中国国际经济贸易仲裁委员会上海分会”），而应该明确由“上海国际经济贸易仲裁委员会（或者上海国际仲裁中心）”进行仲裁，以免发生机构名称混淆，导致仲裁机构受理权限不明晰。
- 2) 已缔结仲裁条款的，且约定提交“中国国际经济贸易仲裁委员会上海分会”或“中国国际经济贸易仲裁委员会（仲裁地点：中国上海）”仲裁的，律师建议如下：

缔约时间	适用仲裁规则	仲裁机构受理权限	应对措施
------	--------	----------	------

のである。

3. 東方日昇新能源股份有限公司が仲裁庭に申し立てた管轄権に関する異議が却下された後、その後の仲裁過程に参加しており、これは実際には上海貿仲委の仲裁管轄を受け入れる行動であるため、同社が執行過程において改めてこれを理由に執行の不許可を申し立てることは、支持されるべきではない。

これに基づき、寧波中院は 2013 年 7 月 22 日に受理し、2013 年 7 月 25 日には(2013)浙甬執監字第 1 号「執行裁定書」を発行し、寧波中院が 2013 年 5 月 22 日に下した(2013)浙甬執裁字第 1 号「執行裁定書」を取り消し、上海貿仲委の下した仲裁判断の執行を継続する裁定を下した。

筆者の視点

現時点では、全国レベルでの関連司法解释が公布されるまでの間、企業が如何にしてに仲裁機関を選択するか、紛争が生じた後に仲裁機関の権限などを如何にして確定するかは、企業に課せられた重要な課題である。

筆者の見るところ、上海貿仲委を選択した場合を例にすれば、「[中華人民共和國仲裁法](#)」、「[『中華人民共和國仲裁法』の適用に伴う若干問題に関する最高人民法院の解釈](#)」などの法律の枠組み、および中国貿仲委の 2005 年度版仲裁規則および上海貿仲委の 2012 年度版³仲裁規則に基づき、企業は以下の措置を検討することが望ましい。

- 1) 仲裁条項を締結していない場合、今後仲裁条項を締結する際には、機関名称の混同により仲裁機関の受理権限が不明瞭なることを避けるため、仲裁機関の旧名称（「中国國際經濟貿易仲裁委員會上海分会」）は使用せず、「上海國際經濟貿易仲裁委員會（または上海國際仲裁センター）」にて仲裁を行うと明確にすることが望ましい。
- 2) 仲裁条項を締結しており、「中国國際經濟貿易仲裁委員會上海分会」または「中国國際經濟貿易仲裁委員會（仲裁地点：中国上海）」の仲裁に付託すると取り決めている場合、以下のように対応することが望ましい。

締結時間	仲裁規則の適用	仲裁機関受理権限	対応措置
------	---------	----------	------

³ 2012 年版仲裁規則是指，上海貿仲委于 2012 年 05 月 01 日制定并通过的仲裁規則，該規則仅对上海貿仲委适用。

³ 2012 年度版仲裁規則とは、上海貿仲委が 2012 年 5 月 1 日に制定し採択された仲裁規則を指し、当該規則は上海貿仲委にのみ適用される。

2012年05月01日前	中国贸仲委2005年版	原则上,上海贸仲委有管辖权,除非任何一方以上海贸仲委发布独立声明而主张其无管辖权。	<p>1. 企业继续选择上海贸仲委的:</p> <p>1) 原则上,可以考虑不作变更。</p> <p>2) 谨慎起见,为避免另一方在首次开庭前以仲裁机构名称混淆、权限不明为由,提出管辖权异议,律师建议企业与另一方协商变更仲裁机构,明确由上海贸仲委进行仲裁。</p> <p>2. 企业打算选择中国贸仲委的:</p> <p>1) 根据意思自治原则,可以以仲裁机构发生变动为由,与另一方协商变更仲裁机构,明确约定提交中国贸仲委进行仲裁。</p> <p>2) 如另一方不愿变更的,将来发生争议,建议企业:</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 在对方提交上海贸仲委之前,先行提交中国贸仲委进行受理; ▪ 或者,以上海贸仲委发布独立声明而主张其无管辖权(需要在首次开庭之前提出,如果已经开庭,原则上无法再提出管辖权异议)。
2012年05月01日后(含)	上海贸仲委2012年版	原则上,上海贸仲委有	<p>1. 企业继续选择上海贸仲委的:</p> <p>1) 原则上,可以考虑不作变更。</p> <p>2) 谨慎起见,为避免</p>
2012年5月1日以前	中国贸仲委2005年度版	当事者何れかが上海貿仲委の発表した独立声明を理由にそれが管轄権を持たないことを主張した場合を除き、原則として上海貿仲委が管轄権を持つ。	<p>1. 企業が継続して上海貿仲委を選択する場合。</p> <p>1) 原則として、変更しないことが考えられる。</p> <p>2) 慎重を期すとの見地から、他の当事者が初回開廷の前に仲裁機関名称の混同、権限の不明を理由として管轄権の異議を申し立てることを避けるために、企業は他の当事者と協議のうえ仲裁機関を変更し、上海貿仲委の仲裁に付託すると明確にするのが望ましい。</p> <p>2. 企業が中国貿仲委を選択する場合。</p> <p>1) 私的自治の原則に基づき、仲裁機関に変動があったことを理由に、他の当事者と協議のうえ仲裁機関を変更し、中国貿仲委の仲裁に付託すると明確に取り決めることが考えられる。</p> <p>2) 他の当事者が変更を望まず、将来紛争が生じた場合、企業は以下のように対応することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 相手方が上海貿仲委に申し立てを行う前に、先んじて中国貿仲委へ受理申し立てを行う。 ▪ または、上海貿仲委の発表した独立声明を理由としてそれが管轄権を持たないことを主張する(初回開廷前に申し立てる必要があり、既に開廷済みの場合は、原則として新たに管轄権に関する異議を申し立てることはできない)。
2012年5月1日以降	上海貿仲委2012年度版	原則として、上海貿仲	<p>1. 企業が継続して上海貿仲委を選択する場合。</p> <p>1) 原則として、変更しないことが考えられる。</p> <p>2) 慎重を期すとの見地</p>

该日)	管辖权,但双方协商一致变更的除外。	<p>另一方就仲裁机构受理权限问题向法院申请撤销或不予执行仲裁裁决,律师建议企业与另一方协商变更仲裁机构,明确由上海贸仲委进行仲裁。</p> <p>2. 企业打算选择中国贸仲委的:</p> <p>1) 根据意思自治原则,可以以仲裁机构发生变动为由,与另一方协商变更仲裁机构,明确约定提交中国贸仲委进行仲裁。</p> <p>2) 如另一方不愿变更的,原则上,只能由上海贸仲委进行仲裁。不过,需要注意的是:</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 建议企业着重注意仲裁程序中是否发生明显的程序问题或实体问题; ▪ 在仲裁裁决作出后,向有管辖权的人民法院申请撤销或不予执行仲裁裁决。
-----	-------------------	--

此外,对于已经发生效力的仲裁裁决,在仲裁裁决作出之后,当事人以约定的仲裁机构并非实际作出裁决的仲裁机构为由(例如,仲裁条款约定的是上海贸仲委,但实际受理并作出裁决的是中国贸仲委),申请中级人民法院撤销或不予执行仲裁裁决的,律师认为,获得法院支持的可能性较低。因为,无论是根据中国贸仲委 2005 年版仲裁规则,还是上海贸仲委 2012 年版仲裁规则,当事人均需要在规定时间内(通常是首次开庭前)提出管辖权异议,如当事人出庭参加了仲裁审理、答辩,在仲裁程序中未提出管辖权异议的,即认可了仲裁机构的管辖权。

(当日を含む)	版	委は管轄権を持つが、双方の合意により変更した場合はその限りではない。	<p>から、他の当事者が仲裁機関の受理権限の問題について裁判所に対し仲裁判断の取り消しまたは執行の不許可を申し立てることを避けるために、企業は他の当事者と協議のうえ仲裁機関を変更し、上海貿仲委の仲裁に付託すると明確にするのが望ましい。</p> <p>2. 企業が中国貿仲委を選択する場合。</p> <p>1) 私的自治の原則に基づき、仲裁機関に変動があったことを理由に、他の当事者と協議のうえ仲裁機関を変更し、中国貿仲委の仲裁に付託すると明確に取り決めることが考えられる。</p> <p>2) 他の当事者が変更を望まない場合、原則として、上海貿仲委でしか仲裁を行うことができない。ただし、以下の点に留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 企業は、仲裁手順における明らかな手順上の問題または実体問題の発生の有無について重点的に留意するのが望ましい。 ▪ 仲裁判断が下された後、管轄権を有する人民法院に対し仲裁判断の取り消しまたは執行の不許可を申し立てる。
---------	---	------------------------------------	---

この他、発効済みの仲裁判断について、仲裁判断が下された後に、当事者が取り決めた仲裁機関が実際に仲裁判断を下した仲裁機関ではない(例えば、仲裁条項での取り決めは上海貿仲委であるが、実際に受理し仲裁判断を下したのは中国貿仲委である)ことを理由に、中級人民法院に対し仲裁判断の取り消しまたは執行の不許可を申し立てた場合、裁判所の支持を得る可能性は低いと筆者は考える。なぜなら、中国貿仲委の 2005 年度版仲裁規則であるか、上海貿仲委の 2012 年度版仲裁規則であるかを問わず、当事者はいずれも所定の期限内(通常は初回開廷前)に管轄権に関する異議を申し立てなければならず、当事者が仲裁審理、

答弁に出廷参加し、仲裁手順において管轄権に関する異議を申し立てなかった場合、仲裁機関の管轄権を承認したとみなすためである。

当然、以上应对措施，只是企业在应对仲裁条款缔结、仲裁机构选择等问题的初步应对方案。企业在具体处理相关纠纷时，需要根据实际情况变通处理，或者遵照将来可能出台的司法解释等进行综合、全面的考量。

关于后续江苏高院是否会在法院监督程序中进行纠正、其他地区有无类似判例、最高人民法院是否会出现面定夺等，律师将持续予以关注。

（里兆律师事务所 2013 年 08 月 23 日编写）

言うまでもなく、以上の対応措置はあくまでも企業が仲裁条項の締結、仲裁機関の選択などの問題に対応する際の初歩的な対応策であり、企業が具体的に関連紛争を処理する際には、実際の状況に応じて臨機応変な処理を行い、または将来公布されるであろう司法解释などに照らして総合的、全面的に考慮する必要がある。

筆者は、今後、江蘇高院が裁判所の監督手順において是正を行うか、その他の地域に類似事例があるか、最高人民法院主導で判断を下すかなどについて継続的に注目していく。

（里兆法律事務所が 2013 年 8 月 23 日付で作成）